

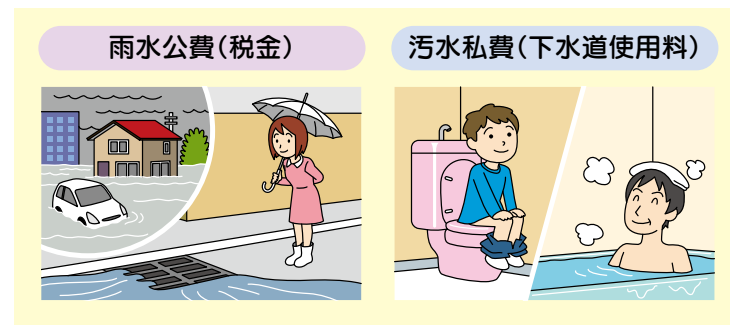
下水道財政

下水道事業では、収支状況が明らかになるように、一般会計から独立した「下水道事業会計」を設けています。その内容は、施設の維持管理などにかかる収入と支出(収益的収支)と施設の建設・再構築などにかかる収入と支出(資本的収支)とに分かれています。

雨水公費・汚水私費の原則

下水処理に係る経費は、大きく2つに分けられます。1つは、雨水の処理に係る経費で、自然現象に起因する経費であることから、主に税を原資とした公費(一般会計繰入金)で賄います。

もう一つは汚水の処理に係る経費で、こちらは汚水を排出した使用者に起因する経費のため、使用者の私費(下水道使用料)で賄います。このことを「雨水公費・汚水私費の原則」といいます。



収益的収支と資本的収支

収益的収支

収益的収支は、下水道事業のサービス提供に関するお金の流れを示しています。

■収益的収入

主に下水道使用料及び一般会計繰入金(公費)で構成されています。

■収益的支出

管路の調査や修繕、処理施設の運転管理や修繕など、1年間の事業を運営するための経費で構成されています。

資本的収支

資本的収支は、施設の建設・再構築など効果が複数年に及ぶお金の流れを示しています。

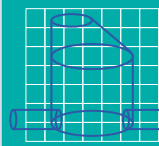
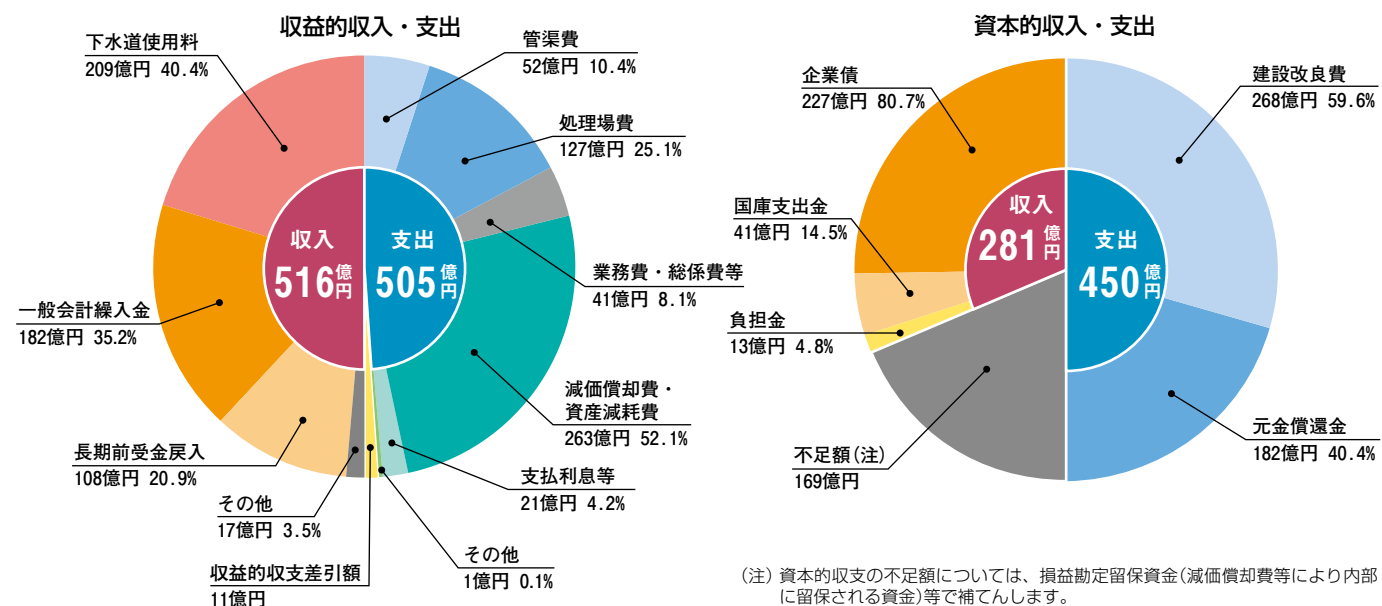
■資本的収入

主に管路の整備、処理場の改築のための借入金(企業債)及び国からの補助金(国庫支出金)で構成されています。

■資本的支出

管路や処理施設の建設・再構築などにかかる費用(建設改良費)と、施設の整備のために借り入れた企業債の元金償還金で構成されています。

令和6年度決算



下水道使用料①

下水道使用料は、公共下水道を使いはじめたときからご負担いただくことになります。

汚水を流した量(通常は上水道の使用水量)に応じて算出し、原則として2カ月ごとに水道料金とあわせてお支払いいただきます。

下水道使用料体系

下水道料金表(1カ月につき)

汚水を流した量	単位	金額
10㎡まで	—	750円
11㎡~20㎡	1㎡につき	87円
21㎡~30㎡		114円
31㎡~100㎡		146円
101㎡~200㎡		177円
201㎡~1,000㎡		203円
1,001㎡~5,000㎡		232円
5,001㎡以上		265円

使用料の計算例

汚水を2カ月で39㎡流した場合
39㎡を20㎡(1カ月)と19㎡(1カ月)に振り分けて計算します。
●10㎡まで 750円
●11㎡から20㎡まで1㎡につき..... 87円
※1カ月20㎡は750円+(87円×10㎡)=1,620円 ①
同じように19㎡は750円+(87円×9㎡)=1,533円 ②
①+②=3,153円 ③
消費税(10%)相当額315円(1円未満切捨て) ④
したがって、2カ月分の下水道使用料は
③3,153円+④315円=3,468円となります。

◎汚水を流した量は次の方法により算出されます。
1.水道水をお使いの方は、水道の使用水量となります。
2.地下水をお使いの方は、測定器により測定された使用水量となります。ただし、測定器のない場合は、別に認定基準があります。

他都市との下水道使用料比較(1ヵ月20㎡使用時、税込)

月20㎡使用時における下水道使用料は1,782円となっています。大都市比較では、大阪市と神戸市に次いで低い水準であり、道内市比較では、最も低い水準となっています。

※他都市の下水道使用料は令和8年8月時点です。

